

令和3年12月五島市議会定例会追加議案議案表

(令和3年12月6日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第140号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第141号	令和3年度五島市一般会計補正予算（第9号）	別冊
報告第23号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	2

議案第140号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年12月6日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「及び副市長」を削り、同項中「令和3年7月1日から同年9月30日まで」を「令和4年1月1日から同月31日まで」に改め、「及び副市長」を削り、「市長にあつては同条第1号」を「同条第1号」に、「100分の50」を「100分の10」に改め、「とし、副市長にあつては同条第2号に規定する額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（提案理由）

消防本部で発生した消防ポンプ自動車の更新等に伴う中間検査に係る不適切な事務手続等に関して自らを戒めるため、令和4年1月1日から同月31日までの間における市長の給料の月額を10パーセント減額するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 6 日提出

五島市長 野 口 市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和3年12月1日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

- 1 和解及び損害 〃
賠償の相手方 〃
- 2 和解の趣旨
令和3年10月15日、五島市岐宿町松山662番1地先の市道松山中嶽南部1号線上において、設置作業中の選挙運動用のポスター掲示板が強風により倒れ、走行していた軽貨物自動車〃の右ドア部を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。
- 3 損害賠償の額 軽貨物自動車修理費 64,350円